地籍整備に関する関東地方整備局の公共事業連携の取組について

公共事業連携

- 公共事業の実施が予定されている区域において、公共事業に先行して地籍調査を実施することをいいます。
- 地籍調査が先行して実施された場合、法務局に正確な地図及び登記情報が備え付けられると、土地境界の明確化や所有者情報等の把握等がされるため、その後の**用地買収の期間短縮につながるなどの効果**が期待されます。
- 関東地方整備局管内では、現在までに神奈川県内、埼玉県内及び千葉県内で国の事業に先行した地籍調査を実施しております。

なお、関東以外の地方整備局管内の地籍調査完了済地区において、後続の公共事業が2年以上の事業期間短縮につながった事例があります。

〈事業期間短縮の事例〉九州地方整備局

西九州自動車道今福IC～調川IC区間（延長2．6km）では、地籍調査完了済みだったため、2年以上の事業期間短縮につながった。

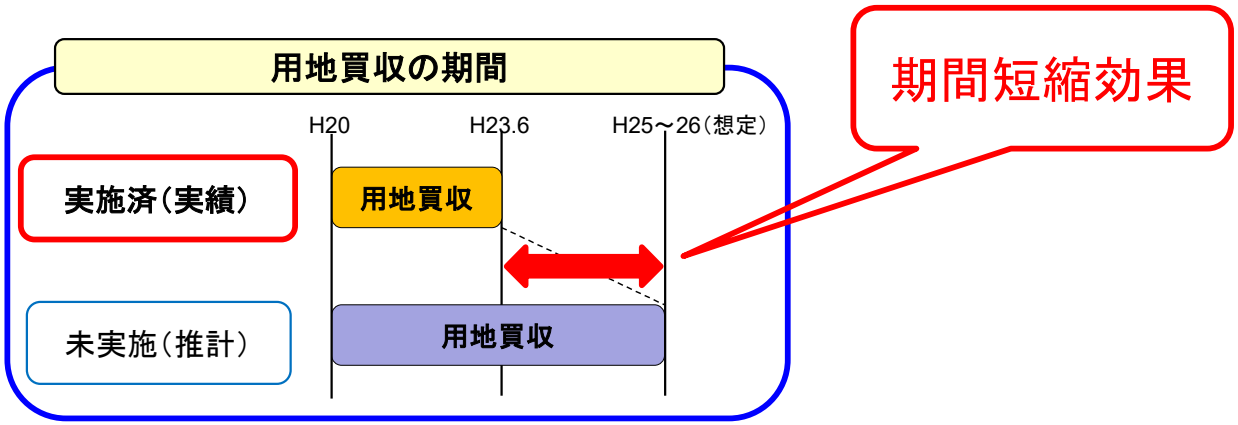

公共事業と連携した地籍調査の場合、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助（円滑化補助）※を受けることができます。

※公共事業の確実な実施が見込まれれば、円滑化補助の交付対象となります。